

朝鮮總督府通信官署ニ於ケル現金ノ
出納ニ關スル件

右謹テ上奏シ奉シワク

聖裁ヲ仰ギ候セテ樞密院ノ議ニ付
セラレムコトヲ請フ

明治四十三年九月

内閣總理大臣侯爵桂太郎



内閣總理大臣
各省大臣

年 月 日

御名御璽

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問
ノ諮詢ヲ經テ席國憲法第八條ニ依ク朝
鮮總督府通信官署ニ於ケル現金ノ出納
ニ關スル件ヲ裁可シヒヲ公布セシム

勅令第 號

朝鮮總督府通信官署ニ於テハ其ノ事務員ヲシテ現金ノ出納ヲ分掌セシムルコトヲ得

前項事務員ニ對シテハ會計法第九章ニ定ムル出納官吏ニ關スル規定ヲ準用ス

附 則

本令ハ 日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮總督府中樞院官制

右謹テ上奏シ恭シフ

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レニコトヲ請フ

明治四十三年九月

内閣總理大臣侯爵桂太郎